



つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第 11 号

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「31, 930 円」を「30, 120 円」に改め、同項第 2 号中「47, 900 円」を「45, 340 円」に改め、同項第 3 号中「47, 900 円」を「45, 670 円」に改め、同項第 4 号中「57, 480 円」を「59, 580 円」に改め、同項第 5 号中「63, 870 円」を「66, 200 円」に改め、同項第 6 号中「76, 640 円」を「79, 440 円」に改め、同項第 7 号中「83, 030 円」を「86, 060 円」に改め、同項第 8 号中「95, 800 円」を「99, 300 円」に改め、同項第 9 号中「108, 570 円」を「112, 540 円」に改め、同項第 10 号中「121, 350 円」を「125, 780 円」に改め、同項第 11 号中「134, 120 円」を「139, 020 円」に改め、同項第 12 号中「146, 900 円」を「152, 260 円」に改め、同項第 13 号中「159, 670 円」を「165, 500 円」に改め、同条第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「19, 160 円」を「18, 860 円」に改め、同条第 3 項中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「31, 930 円」を「32, 100 円」に改め、同条第 4 項中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「44, 700 円」を「45, 340 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。